

# 仕様書

## 1. 委託業務名

安芸太田町第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定業務

## 2. 目的

本業務は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づく市町村介護保険事業計画の策定及び高齢者福祉計画策定のための関連業務を行う。

なお、本計画の策定にあたっては、関連法令、国の通知・指針等をふまえたうえで、本町の上位計画である「第三次安芸太田町長期総合計画」及び社会福祉法第107条の規定に基づく「安芸太田町地域福祉計画」、「安芸太田町第9期介護保険事業計画」、「安芸太田町包括ケアシステム構築計画」等との整合性を留意して策定するものとする。

## 3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

## 4. 事業予算額

3,905,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税を含む）

## 5. 業務内容

### (1) 安芸太田町第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の検証

ア. 現状把握及び課題分析、企画・提案

(ア) 町が進める協働のまちづくりの視点から課題分析、企画・提案。

(イ) 「高齢者福祉」の視点から課題分析、企画・提案。

(ウ) 町内の状況把握と整理、高齢者福祉事業の現状分析と課題の整理

(エ) 介護保険事業の現状分析と課題の整理

(オ) 令和7年度実施のアンケート調査等に基づく地域課題の把握と整理

(カ) 第3～9期を通じた介護保険事業の運営状況（給付等）の分析。

(キ) 地域支援事業や一般高齢者施策における高齢者生活支援サービスについて町が施策として展開していくためのニーズ分析、企画・提案。

(ク) 地域包括ケアの推進に向けた取組事項の検討、整理、提言。

(ケ) 介護保険制度や高齢者福祉をめぐる制度改革について、動向の把握と課題の整理。

(コ) 認知症対策の基本課題や施策方向の整理、提言。

(サ) 「地域共生社会」の推進に向けた取組事項の検討、整理、提言を行うこと。

### (2) 人口推計及びサービス見込量・保険料の設定及び各種報告作成支援

ア. 集計プログラムの作成、及び国の示すワークシート、受託者独自のシート等を使用することによる推計や必要に応じてのアレンジ・修正を含む。

イ. 人口、要介護認定者数及び認知症高齢者数の推計支援を行うこと。

(日常生活圏域単位を含む)

- ウ. 年度別、サービス別、日常生活圏域別及び介護サービス等利用量の推計支援を行うこと。
- エ. 上記をふまえての介護保険料算定の支援をおこなうこと。
- オ. 国・県等依頼の各種報告物（特に介護保険保険者機能強化推進交付金（市町村分））、「見える化システム」への対応等について、分析及び回答支援を行うこと。
- カ. その他、計画策定のために必要があると認められる各種基礎資料の作成。

### **(3) 安芸太田町第10期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画案の策定**

- ア. 計画策定に関する具体的な手法については、国及び広島県の基本指針等の内容をふまえて計画を策定すること。
- イ. 前提としてふまえるべき上位計画（第三次安芸太田町長期総合計画、地域福祉計画等）、関連計画等の概要を把握のうえ、計画策定時に整合をとるべき項目の抽出をすること。
- ウ. 令和7年度実施のアンケート調査等の分析結果を地域包括ケア「見える化」システムに反映させ、それに基づく計画骨子案を作成すること。
- エ. 計画（素案）の作成、とりまとめを行うこと。
- オ. 計画（成案）の作成、とりまとめを行うこと。

### **(4) 策定委員会及び部会等に関する運営支援**

- ア. 事業計画策定委員会を5回開催するに際し、委員会に出席し必要な助言を行うこと。
- イ. 事業計画策定委員会及び部会等の開催に伴う会議資料、議事概要、会議録を作成すること。
- ウ. その他運営に関する支援を行うこと。

### **(5) 事業計画（成果品）の作成・納品**

- ア. 印刷原稿（計画本編・計画概要版）（CD）の納品：2枚
- イ. 介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供資料一式

## **6. 検査**

受託者は、本業務の完了に際し、納品書を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。

## **7. 委託料の支払い方法**

調査結果報告書（完成版）の納品後、検査終了後支払いを行う。

## **8. その他**

- (1) 受託者は、契約締結後に工程表、着手届を速やかに提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、上記工程表に基づき適正な工程管理を行わなければならない。  
なお、町担当者から進捗状況の報告を請求された場合は、速やかに報告しなければならない。

- (3) 受託者は、町担当者の求めに応じて、随時打ち合わせに応じなければならない。
- (4) 本業務は、原則として受託者自らが実施し、第三者に委託することはできない。
- (5) 分析後の調査データ等の著作権は、安芸太田町に帰属するものとする。
- (6) 町担当者は、所定の手続きにより業務に必要な関係資料等を受託者に貸与するものとする。
- (7) 関係する国や県、市町の上位計画等とも整合性を保つこと。
- (8) 国の動向を注視し、計画に反映させること。
- (9) 業務内容、データ内容、その他この契約の履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。
- (10) 業務の遂行にあたり、個人情報の取り扱いについては安芸太田町個人情報保護条例に基づき、適正な個人情報の取扱いを行うこと。
- (11) 業務履行の過程において、町又は受託者が必要と認める場合は、適宜協議を行う。
- (12) 本仕様書を変更する必要がある場合は、町と受託者が協議のうえ、仕様書を変更して必要に応じ契約内容を変更するものとする。
- (13) この業務の委託料は、上記6により受託者からの請求により支払う。
- (14) 成果品において誤りや不備が発見された場合には、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (15) 成果品の納品後において、町からデータ内容等について問合せ、協力依頼等があった際は、受託者は町と協議のうえ、協力を努めるものとする。